

第1回 地熱連絡会（工ネ庁・環境省）

資源エネルギー庁 環境省

第1回 地熱連絡会

目次

1.地熱連絡会の設立経緯・目的

2.地熱開発加速化パッケージ

3.地熱連絡会で目指す課題解決の方向性

4.今後の開催方針

1. 地熱連絡会 設立経緯・目的

第1回地熱連絡会（工ネ庁・環境省）

設立経緯

- これまで、地熱発電に関する課題は、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制などがあり、これまで国が一丸となって対応してきた。
- 一方で、事業者からは**一部の取組について地熱開発促進に向けた問題提起**がなされている状況。

設立目的

- 大きな課題の1つである、**長い開発リードタイムの解決は開発促進のためには必要不可欠。**
- これらを継続的にフォローアップする枠組みとして、地熱発電推進に関する連絡会等を継続的に実施していく。
- そのため、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制について、**官民関係者が一堂に会し、具体的な課題を共有・議論し、対応方針を整理**するとともに、対処方針等を関係者へ広く周知するために、地熱連絡会を開催する。

第1回 地熱連絡会

目次

1.地熱連絡会の経緯・目的

2.地熱開発加速化パッケージ

3.地熱連絡会で目指す課題解決の方向性

4.今後の開催方針

2. 地熱開発加速化パッケージ

資料2 参照

第1回 地熱連絡会

目次

1.地熱連絡会の設立経緯・目的

2.地熱開発加速化パッケージ

3.地熱連絡会で目指す課題解決の方向性

4.今後の開催方針

3. 地熱連絡会における課題解決の方向性

- 地熱発電に係る諸課題(※)に対し、これまで国が一丸となって対応してきた。
※ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制など
- 一方で、事業者からは一部の取組について地熱開発促進に向けた問題提起がなされている状況。今後の地熱連絡会においては、
 - ① 個別に事例を資源エネルギー庁・環境省が共同で収集し、
 - ② その事例を関係省庁と当事者で協議し、
 - ③ 全国に横展開できる事例であれば、本連絡会を通じその解決策を共有することとしたい。

3. 地熱連絡会における課題解決の方向性

資源エネルギー庁・環境省が共同収集する個別事例の例

<自然公園法・森林法・温泉法等の規制>

- 某自然公園内での掘削調査にあたって、「風致上の支障が大きく不許可相当」と指導され、代替地での実施の検討・調整に時間を要している。

<ステークホルダーの理解醸成>

- 某温泉地の周辺で地熱調査を行うにあたって、温泉事業者側の理解を得られず、調整が難航している。

<掘削コストの高騰や高い掘削リスク>

- 過去にNEDO促進調査が行われた地点の調査・開発が進み*、新規で調査に着手する某地域での新規掘削リスクが増大。

*) 2012年までのNEDO促進調査の結果、複数の地熱発電所の運転開始に繋がっている。

3. 地熱連絡会における課題解決の方向性

第1回地熱連絡会（工ネ庁・環境省）

課題解決に向けた検討イメージ

※＜自然公園法・森林法・温泉法等の規制＞の場合

- 当事者および規制の所管省庁への聞取りにより、詳細に事実関係を把握。

基本的情報

- ・ 事業名
- ・ 事業者名
- ・ 事業を行なっている場所
- ・ 開発段階
- ・ 施工計画（申請内容）

課題となる規制に係る情報

- ・ 法律名
- ・ 規制の根拠条項
- ・ 所管官庁との相談経緯
- ・ **不許可相当とされる事由**
 - ✓ 許可基準の条項
 - ✓ 当該条項に適合しない理由

➡ その上で、関係省庁と当事者で協議し、
課題となっている要素の特定しつつ解決策を検討。

第1回 地熱連絡会

目次

- 1.地熱連絡会の設立経緯・目的
- 2.地熱開発加速化パッケージ
- 3.地熱連絡会で目指す課題解決の方向性
- 4.今後の開催方針

4. 今後の当面の開催方針

2024年12月24日：

第1回地熱連絡会（開催趣旨・目的・今後の方針などを報告）

2025年1月中：

窓口へ関連課題等を登録（後日、工ネ庁より連絡）

2025年2月～5月ごろ：

関係省庁と企業間で個別案件の課題等について調整を実施

2025年6月ごろ：

第2回地熱連絡会

※随時、追加の関連課題等がある場合は、窓口へ連絡

2025年12月ごろ：

第3回地熱連絡会

※随時、追加の関連課題等がある場合は、窓口へ連絡

以降、定期的に開催予定